告示

○国家公安委員会告示第二十三号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の三第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により平成二十八年五月二十三日付けをもって次のとおり駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

平成二十八年六月十日

国家公安委員会委員長　河野　太郎

型式認定番号	駆動補助機付自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　N16－16	ｅｉｓａｎ　ｂｉｋｅ 26ＦＲ１	株式会社永山 東京都台東区浅草橋４丁目２番２号浅草橋西口ビル３階
交　N16－17	ラブ　ＳＮＡ24 ＦＺ６ＡＢ	スズキ株式会社 静岡県浜松市南区高塚町300番地
交　N16－18	ラブ　ＳＮＡ26 ＦＺ６ＡＡ	スズキ株式会社 静岡県浜松市南区高塚町300番地
交　N16－19	ＬＲ83 ＥＬＲ83	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13
交　N16－20	ＬＭＵ23 ＥＬＭＵ23	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13

○国家公安委員会告示第二十四号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の五第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により平成二十八年五月二十三日付けをもって次のとおり普通自転車の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

平成二十八年六月十日

国家公安委員会委員長　河野　太郎

型式認定番号	普通自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　A16－16	ｅｉｓａｎ　ｂｉｋｅ 26ＦＲ１	株式会社永山 東京都台東区浅草橋４丁目２番２号浅草橋西口ビル３階
交　A16－17	ラブ　ＳＮＡ24 ＦＺ６ＡＢ	スズキ株式会社 静岡県浜松市南区高塚町300番地
交　A16－18	ラブ　ＳＮＡ26 ＦＺ６ＡＡ	スズキ株式会社 静岡県浜松市南区高塚町300番地
交　A16－19	ＬＲ83 ＥＬＲ83	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13
交　A16－20	ＬＭＵ23 ＥＬＭＵ23	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13

○総務省告示第二百五十一号

平成二十八年六月十一日において地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第五十一条第四項の居住困難区域（以下「居住困難区域」という。）であった区域のうち、次の区域について、居住困難区域の指定を解除する。

平成二十八年六月十日

総務大臣　山本　早苗

葛尾村大字落合　字木取場二九番地、三〇番地、三〇番地二、三五から三七番地、三八番地一から三、三九番地、四〇番地一、四一番地、四二番地一、四三番地一から二及び五から六、四四番地一、四五番地から四六番地、四七番地一から二、四八番地、四九番地一及び三から五、五〇番地一、五一番地一、五二番地一、五三番地一、五四番地一及び三、五五番地から五八番地、五九番地一から二、六〇番地から六一番地、六二番地一から二、六三番地一、一〇八番地並びに一一〇番地から一一五番地

字大笹

二七三番地一七及び三五、六一六番地から六二二番地、六二四番地から六二六番地、六二八番地から六三〇番地、六三一番地一から二、六三三番地、六三四番地一から四、六三五番地から六三七番地、六三九番地一から二、六四〇番地、六四二番地、六四三番地一から二、六四四番地から六四五番地、六四六番地一から四、六四七番地、六四八番地一から三、六四九番地、六五〇番地一から二、六五一番地から六五〇番地、六六一番地一から三、六六二番地から六六六番地、六六七番地一から二、六七四番地一から二、六七五番地から六七六番地、六七七番地一から二、六七八番地一から三、六七九番地一から三、六八〇番地、六八五番地から六八六番地、六八九番地から六九〇番地、六九三番地、六九六番地、六九八番地、七〇〇番地から七〇一番地、七〇三番地、七〇五番地から七〇七番地、七一〇番地から七一一番地、七一四番地、七一七番地から七二二番地、七二六番地から七二八番地、七五六番地一から二、七六〇番地一から八、七六一番地、七六二番地一から三、八五八番地一から四、八五九番地、八六〇番地一から八、八六一番地、八六二番地一から一一、八六三番地、八六四番地一から二、八六五番地、八九五番地から八九八番地、八九九番地一から三、九〇〇番地から九〇一番地、九〇四番地一から三、九〇五番地一から二、九〇六番地から九一六番地並びに九一八番地

葛尾村大字葛尾　字広谷地一番地一から二、一〇番地一から二、一六番地、一七番地一から六、一八番地一から四、一九番地一から三、二〇番地一から二、二一番地一から六、二二番地一から三、二三番地一、二四番地一及び三から四、二五番地一及び三から四、二六番地一、二七番地、三一番地から三四番地、三五番地一から二及び六から九、三六番地、三七番地一及び三から九、三八番地一及び三から一五、三九番地一から七、四〇番地一、四一番地、四二番地一及び五、四三番地一及び六から九、四四番地一及び三、四五番地一及び七から九、四六番地一、四七番地一及び四から九、四八番地一及び五から七、四九番地、五〇番地一及び七から一二、五一番地一から二、五二番地一及び三から五、五三番地、五四番地一から二、五五番地一から六、五六番地一及び三、五七番地一から二、五八番地から六一番地、六二番地一から三、六三番地一から二、六五番地から六六番地、六七番地一、六八番地一、六九番地一及び五、七〇番地一から八、七一番地、七二番地一から二、七九番地から